

議案第137号

西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約を次のとおり変更しようとするものであります。

令和3年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第3条中「東4条4丁目5番地 芽室町保健福祉センター内」を「東2条2丁目14番地」に改める。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、令和3年1月6日から適用する。

説 明

芽室町役場の庁舎移転に伴い、当審査会の執務場所を変更することから、本規約を変更しようとするものであり、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(障害支援区分認定審査会の執務場所) 第3条 障害支援区分認定審査会の執務場所は、北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地とする。</p> <p>附 則 この規約は、公布の日から施行し、令和3年1月6日から適用する。</p>	<p>(障害支援区分認定審査会の執務場所) 第3条 障害支援区分認定審査会の執務場所は、北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地 芽室町保健福祉センター内とする。</p>